

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第37回）議事要旨

- 1 日 時 平成25年9月27日（金） 10:00～12:10
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 新井、池田、北原、高坂、河野、古城、城山、鈴木、武市、難波、二宮、前田、水谷、毛利、山本の各運営委員
(阿知波、石井、大沢、大竹、岡澤、中原の各運営委員は委任状提出)
野上機構長、岡本理事、山田理事、福治管理部長、児島評価事業部長ほか機構関係者
- 4 運営委員会（第36回）議事要旨について
平成25年6月18日に開催された運営委員会（第36回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事

《審議事項》

(1) 特定有期雇用職員就業規則等の制定について

運営委員会（第36回）で導入が承認された、新たな特任教員制度の運用に関し、教員の就業に必要な事項を定めるものとして、特定有期雇用職員就業規則及び特定有期雇用非常勤職員就業規則を制定することについて審議が行われ、原案のとおり了承された。

なお、現行の特任教員制度については、本年度中に検討の上、別途制度を設ける予定である旨、事務局より附言がなされた。主な意見は以下のとおり。

(○：運営委員 ●：事務局 以下同じ)

- 特定有期雇用職員就業規則の第5条第4項第7号に「年齢が70歳に達している場合」は契約を更新できないものとされているが、この条文では、例えば69歳の者をその後5年採用することは可能と解釈するのか。それとも70歳で必ず職を辞していただくという考え方か。
- 雇用上限年齢を「年度末で70歳」と定めており、前者の解釈ではない。
- 研究開発部としても、69歳の者を5年間採用するという契約はできないものと理解している。
- 第4項は更新時の要件を規定するものであるので、この条文では69歳の者を5年間雇用する契約を認めないとは解釈できない。運用上、契約においては70歳を超えない期間とすることはできるかもしれないが、条文としてそれを不可と規定するのなら、条文の再検討が必要である。
- 現行の特任教員制度による教員の呼称はどのようになるのか。
- 新たな制度と呼称が重複するため、現行制度下での特任教員については、名称を変更せざるを得ないと認識している。まだ具体的には決定していない。
- 女性を特任教員に採用する場合、出産等により休暇を取らざるを得ない状況の発生が考えられるが、特定有期雇用職員就業規則第14条に照らした場合、契約はどのようになるのか。契約の任期は基本的に1年ということだと、第14条第2項によって職員就業規則第40条の適用に問題が

生じるのではないか。子どもを持つ場合は退職せざるを得ないという制度では、男女共同参画の観点からも大きく後退することとなり、懸念される。

- 現状では、例えば任期付の専任教員が出産・育児休暇を取得した場合は、その分任期も延長されている。このような問題は被雇用者の不利益にならないよう配慮されるべきものであり、実際の運用においてもそのように取り扱うものである旨、本委員会上でも確認したこととして制度を推進したい。

(2) 特任教員の選考について

特任教員候補者2名の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。なお、同候補者の採用更新時は、今回の選考において既に資格審査は行われているものと見做し、教員選考委員会での審議は行わずに運営委員会にのみ諮るという取り扱いとする予定である旨説明があり、承認された。また、同候補者の採用の時期については、平成25年10月1日以降の手続き開始後、可能な限り早い時期とする旨、事務局より附言がなされた。主な意見は以下のとおり。

- 資料とされている履歴書に本人印がない。当然のことだが押印済みの正本があると考えるか。
- 時間的な制約もあり、電子媒体を用いて提出してもらったため印が欠けているが、実際の人事手続き上の書類としては、本人印が添えられた正式なものを用いる。
- 電子的なやりとりであっても、PDF等によって本人印が押されたデータを取得することは可能であり、その方が適切であろう。
- 今後、書類のやりとりについては方法を検討させていただく。
- 特任教員制度については、運用しつつ整備を進めたいと考えており、今後新たな整備事項が生じた場合は、随時運営委員会にて報告の上、ご了承を求めていくこととしたい。

(3) 各種委員会委員等の選考について

① 会長一任による追加発令

国立大学教育研究評価委員会委員2名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、了承された。

② 学位審査会専門委員

学位審査会専門委員1名の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、これまでと同様、急遽、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

《報告事項》

(1) 平成26年度概算要求について

平成25年8月30日に文部科学省から財務省へ提出された、機構の平成26年度概算要求について報告があった。

(2) 平成24事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（事業年度評価）

文部科学省独立行政法人評価委員会より通知された、機構の平成24事業年度に係る業務の実績

に関する評価結果について報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 項目別評価総表では全てA評価となっているが、全体評価における「改善のポイント」等のコメントをみると意見がついているものも多々あり、整合性が取れていないように感じられる。これはどのように解釈するのか。
- Aというのは、計画に沿って業務を実施できている場合の評価であって、総表は総合的に個々の業務の実績を評価された結果がまとめられている。「改善のポイント」等が記された資料は、評価結果に至るまでの過程で評価委員会委員から出された意見を、文部科学省で整理・抜粋したものである。個々の業務については計画通り遂行されているが、特筆すべきことや期待することについてのコメントを集約したものをご理解いただきたい。
- 基本的にはA評価であるが、機構としてはこれら特記事項等に留意しつつ、今後業務を遂行していくということか。
- 「改善のポイント」等のコメントについては、本来の業務は果たしていると評価した上で、更にこうあってほしいという期待が記されているものととらえている。これらの意見を精査し、着実に期待に応えられるよう業務内容を一層深く見直して参りたいと考えているところである。
- 「③特記事項」は、中期計画ではなく平成24年度の業務に対する実績評価であって、特殊な問題が生じたときの対応方針といった内容の記入が原則だと理解している。この原則を踏まえると、3点目に「教員の調査研究の環境」が記入されているのは、平成24年度内に急激に教員の調査研究環境が悪化したためとも読めるが、これは、その意味での記入ではなく、概況的な記述と理解してよいか。
- 教員の調査研究環境が不適切であるという指摘を受けたことはない。これは、文部科学省が、研究開発部の必要性をこのような形で記述しているものと好意的に解釈している。
- 私が最初に機構による大学評価に参加した際には、大学の能力差は問わず、各校の基礎計画に対する達成状況をもって認可していたように記憶しているが、現在もそのような状況なのか。もう少し根源的・基本的問題を機構でも取り上げてはどうか。各大学の評価自体はAであるのに、世界の大学ランキングに日本の大学は数校しか入らない。機構は評価事業を長く展開してきたのだから、大学が本当に各々良くなっていると、内部だけでなく世間からも認識されるような取り組みを検討していただくことはできないものか。また、会議中では時間がないので、評価資料は事前に拝見したい。
- ご指摘いただいた点については、我々としても強く自覚している。機構が発足した時点では、「大学に対する評価」ということに関する考え方はほぼ存在しておらず、まずは評価文化の定着を一つの目標に掲げ、ここまで業務に取り組んできた。機構では、大学において適切に行われるべき活動の指標を事前に示しており、実際にそれに則って活動が行われているかどうかを訪問調査で確認しているが、このように指標を事前に示すことは、大学に対して緊張感を与えることになり、ひいては日本の高等教育の最低限の水準維持に寄与していると考えられる。しかし、国際的競争が激化している昨今、この指標の内容や、あるいは大学の活動を国内外に広報し、大学を支援する体制は、常に検討・見直しが必要である。そのために機構の研究開発部が主体となり、海外の評価機関と緊密な連携を図っている。そういった活動で得られた新たな観点や具体事例をシンポジウムで発信するなど、表立ってはいないが基盤的とも言える文化を醸成すべく、業務に取り

組んでいる。大学に対して機構が担うべき役割は、ご意見をいただきながら遂行していきたいと考えているので、今後ご支援をお願いしたい。

- 評価委員によるヒアリング時の状況や、あるいは機構での自己点検での評価と、この評価委員会によって示された評価とでは、相違はあるのか。ヒアリング時の委員とのコミュニケーションの具合によって、評価判断の理解に齟齬が出てくる。S、A、Bといった各評価の値の「間」を読み込む工夫をすることによって、評価が生きてくると思われる。そのためにも、PDCAサイクルの一環として、前年度に指摘された事項の取組状況等について、もう少し委員とコミュニケーションを取れると良いのではないか。また、「質の保証」という事柄については、シンポジウム等だけではなく、別なPR方法を検討する時期に差し掛かっていると思う。
- 中期計画においても、「質の保証」について今後どのように取り組むか検討がされているところである。
- 独立行政法人は、運営交付金を出す主務官庁から提示された計画に即して毎年の年度計画・目標を作成していくが、そこに評価構造における最も本質的、根本的な問題があると考ええる。主務官庁が提示した計画に異論・反論がある場合は、独立行政法人はその時点で主務官庁と徹底的に議論し、目標設定をすべきであって、相手が提示する計画を変更させる努力が不可欠だと考えるが、どの法人もそこまで至っていない。こうした過程なしにいったん目標設定がされてしまうと、あとはその目標の達成度の評価作業にすぎなくなる。構造問題ではあるが、評価の本質を知る機構が、根本的な議論を展開し、他の法人を含む評価の改善につなげていただきたい。

(3) 評価事業について

評価事業の状況について報告があった。

(4) 学位授与事業について

学位授与事業の状況について報告があった。また、平成23年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を受けて、機構、文部科学省及び国立高等専門学校機構の三者で検討会を設けて協議を続けてきた、いわゆる「円滑な学位の審査と授与」に係る検討状況については、本年度に機構から「新たな審査方式(案)」を検討会に提示し、平成27年10月期修了見込者からの実施に向けて、具体的な方法等について協議を進めているところである旨、併せて報告があった。

(5) 独立行政法人改革の動向について

次期中期目標・中期計画策定に伴う一連の作業と関連して、独立行政法人改革の動向について報告があった。主な意見は以下のとおり。

- 高等教育に関する研究を実施している諸機関との連携を深め、若い研究者・学生が機構で活躍できるような環境を整えれば、ひいては将来の大学の評価・質保証を担うような若い研究者の人材育成につながると思われる。
- 研究開発部においても、大学との連携、ネットワークの構築や人材養成等については以前から問題意識を持っており、今後も検討を重ねていきたいと考えている。

- 大学ポートレート（仮称）について、新聞等では大学間の意思疎通が図られず合意形成が難しいのではないかという報道もされているが、現在はどのような状況なのか。
- 9月25日に国公立大学向け説明会を開催し、データの入力等の説明及び依頼をした。並行して、大学ポートレート（仮称）準備委員会にて今後の活用について議論を進めていく予定である。
- 国公立大学がひとつのフレームでの情報発信に合意するという点、特に私立大学全てが同意し、「日本の大学」として情報を発信するという合意形成に到達するまでには大変な苦労があり難業であったが、そのポイントまではたどり着いたところである。各校のデータ提供方法としては、私立大学の場合は日本私立学校振興・共済事業団を経由する形で、国公立大学の場合は直接機構で管理を行う予定となっている。現在、文部科学省が行う学校基本調査の内容のうち国公立大学に係る部分について、大学ポートレート（仮称）のサイトに試行的に掲載している。それらの情報は活用する側にとって汎用性が高いものであるが、その先の視点として、我が国の高等教育機関として社会に何を責任を持って発信していくかということ、大学ポートレート（仮称）準備委員会で現在議論しているところである。特に、ユネスコの地域条約で示されている、大学情報を国として発信する拠点であるナショナル・インフォメーション・センターの構築を見据えて、取り扱うべき情報や管理方法を検討しており、大学ポートレート（仮称）全体に関する議論も次の段階に入ったと言える状況である。
- 大学ポートレート（仮称）については、機構が主体的に関与できる部分は非常に限定的であると感じている。最終的には、大学コミュニティが運営委員会等を形成し、中心となって進めるものであって、データベースの内容の検討まで機構が主導的に進めるというものではない。ただし、大学コミュニティの形成をうまく進められるよう、またその意識を大学側にも持ってもらえるよう機構は努力しており、活用案の提示等についても準備をしている。
- 大学側の体制も整えてもらいつつ、かなり地道な作業の積み重ねであるが、国際的に我が国の高等教育の質を保証する活動のひとつとして、積極的に関わっていきたいと考えている。
- 総務省のヒアリングがまもなく実施されるとのことであるが、基本的に総務省の論理の基盤は「コストパフォーマンス」にあると思う。国の教育研究を支える屋台骨は機構にしかないと考えているので、国の未来を担う機関として、総務省と徹底的に議論を交わしていただきたい。

6 その他

今回の運営委員会については、機構の事業の進捗状況を見て開催することとし、日程については、後日事務局より連絡することとされた。

以上